

広島県告示第八百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
尾道市農業協同組合	尾道市西藤町一六〇六番地一	J A尾道市ヘルパーステーションなごみ	尾道市古浜町七番一九号	平成二十五年三月一七日
尾道市農業協同組合	尾道市西藤町一六〇六番地一	J A尾道市なごみ居宅介護支援事業所	尾道市古浜町七番一九号	平成二十五年三月一七日
竹の子の里株式会社	大竹市新町一丁目七番二号	竹の子の里あつとホーム菜デイサービス	大竹市西栄一丁目一番一二号	平成二十四年四月三〇日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター廿日市	廿日市市宮内四二四一番地二	平成二十五年二月二八日
株式会社さくらケアサポート	広島市中区大手町三丁目一三番一八号	さくらデイサービス阿品台	廿日市市阿品台二丁目二番二〇号	平成二十五年六月三〇日
株式会社リプルケアセンター	広島市西区己斐中二丁目二三番一号	能美リプルケアセンター	江田島市沖美町三吉九三七番地二	平成二十五年六月三〇日